

役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人三幸学園（以下「学園」という。）寄附行為第60条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、学校法人三幸学園寄附行為第7条に定める理事及び監事をいう。
- （2）常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- （4）役員の報酬等とは、報酬、賞与、役員退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、教職員給与規程に基づくものを含まない。
- （5）費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）常勤の役員 報酬、賞与、役員退職金
- （2）非常勤の役員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の役員の報酬総額（年額、賞与を含み、マイプランボーナスを除く）の上限額は、別表に定める額とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、報酬委員会において決定する。

2. 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表に定める額とする。
3. 常勤役員の報酬の支払いは月割りとし、報酬の一部を賞与として支払うことが出来る。
4. 報酬の支出は、法人本部とする。

（役員退職金）

第5条 役員退職金は、教職員給与規程に規定するマイプランボーナス（退職金前払制度）を準用する。

2. 役員退職金の適用期限は、以下の通りとする。

- (1) 理事長 最長、満 65 歳をむかえた年度末まで
 - (2) 常務理事 最長、満 63 歳をむかえた年度末まで
 - (3) 理事・監事 最長、満 60 歳をむかえた年度末まで
3. 支給率は一律 16 %とする。
4. 退職給与引当金として積立てた退職金がある場合は、退職時に支払う。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 20 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
 - (2) 賞与 毎年 7 月及び 12 月
2. 非常勤の理事に対する報酬は、理事会への出席など学園運営のための業務にあたった都度、支給する。
3. 報酬等の支給は、特に事情がある場合を除き指定銀行口座への振り込みにより行う。
4. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 役員には、別に定める役員及び評議員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2. 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 月の途中において就任及び退任があったときは、その月の月割額は、その事実が発生した日を基準とし、日割計算により計算された額とする。

2. 前項の日割計算は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基準として計算する。

(公表)

第 9 条 学園は、この規程をもって、私立学校法第百条第一項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 マイライフサポート規程については、制度対象外とする。

2. その他、この規程に定めのない事項は、教職員就業規則のゼネラルマネージャーに準じるものとする。

(改廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 3 0 年 5 月 1 に改定する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 に改定する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 に改定する。

別表

役員報酬算定規程

1. 予算の範囲

- (1) 事業収支差額の10%の範囲とする。
- (2) ただし、同差額が著しく低下した場合は、業績等を勘案し、報酬委員会において個別に定めることができる。

2. 役員報酬

(1) 常勤役員報酬

常勤の役員報酬の上限額は以下の通りとし、業績、勤務実績に応じて報酬委員会において決定する。

役職名	報酬の上限額
理事長	50,000,000円
理事	40,000,000円
監事	10,000,000円

(注1) 理事には役職理事（常務理事など）を含むこととする。

(注2) 学長（校長）の職務に就く理事は無報酬とする。

(2) 非常勤の役員報酬等

非常勤の役員報酬等は以下の通りとする。

①理事

日額の上限額 15,000円

②監事

月額の上限額 20,000円

(3) 費用

費用については、別に定める役員及び評議員旅費規程に基づいて支給する。

以上

評 議 員 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人三幸学園（以下「学園」という。）寄附行為第60条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、学校法人三幸学園寄附行為第7条に定める評議員をいう。
- (2) 評議員の報酬等とは、報酬その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この評議員の報酬等には、教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、報酬等を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬等の額は、別表に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員に対する報酬は、評議員会への出席など学園運営のため業務にあたった都度、支給する。

2. 報酬等の支給は、特に事情がある場合を除き指定銀行口座への振り込みにより行う。
3. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(適用除外)

第6条 学園の教職員である評議員には、報酬の支給は行わない。

(費用)

第7条 評議員には、別に定める役員及び評議員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

ただし、学園の教職員である評議員には、学園の出張旅費規程により支給する。

2. 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給す

る。

(公表)

第8条 学園は、この規程をもって、私立学校法第百条第一項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項は、教職員就業規則のゼネラルマネージャーに準じるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

評議員報酬算定規程

1. 評議員報酬等

評議員の報酬等は以下の通りとする。

(1) 報酬額

選任区分	報酬額（日額）
法人職員	無報酬
卒業生	15,000円
学識経験者	15,000円

（注）評議員会等会議への出席に基づき支給。

(2) 費用

費用については、別に定める役員及び評議員旅費規程に基づいて支給する。

以上

役員及び評議員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人三幸学園（以下「学園」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の旅費等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が業務のために出張したときは、当該役員等に旅費を支給することができる。

(出張の種類)

第3条 出張する役員等の勤務地（学外の理事・監事・評議員については居住地）を起点として、次により区別する。

(1) 日帰り出張

日帰りとは、通常片道150km以上距離にある地域で業務に従事し、当日中に帰着することが可能なものとする。

(2) 宿泊出張

宿泊出張とは、宿泊を要する出張をいう。

(旅費等の額)

第4条 旅費等の額は、別表のとおりとする。

(旅費等の支給方法)

第5条 旅費等の費用については、交通費明細表及びその他の費用の請求書或いは領収書の提出後速やかに支給するものとし、また、前払いを要するものについては前もって支給するものとする。

2. 支給に関し、特に事情がある場合を除き指定口座への振り込みにより行う。

(適用除外)

第6条 旅費等の費用については、学園の教職員である評議員には、学園の出張旅費規程により支給する。

(公表)

第7条 学園は、この規程をもって、私立学校法第百条第一項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項は、教職員就業規則のゼネラルマネージャーに準じるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

役員等の出張旅費の区分等

1. 日当

役職名	日帰り出張	宿泊出張
理事長	3, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
理事・監事	3, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円
評議員	3, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円

2. 宿泊料

役職名	一泊宿泊料（上限）
理事長	2 0, 0 0 0 円
理事・監事	1 5, 0 0 0 円
評議員	1 5, 0 0 0 円

※上記を上限として実費を支給する。

3. 経費

交通費等の経費については、実費を支給する。尚、役員・評議員は、必要に応じて新幹線グリーン車及び航空機Jクラスを利用することができる。

以上